兵庫県公報

令和6年3月21日 木曜日 第2号外

発 行 人 **兵 庫 県** 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公安委員会規則

∧° −ỳ°

1

公布された法令のあらまし

◎暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(公安委員会規則第4号)

青少年に対する暴力団の不当な影響を排除し、青少年の健全な育成をより一層推進することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月21日

> 兵庫県公安委員会 委員長 澤 田 隆

兵庫県公安委員会規則第4号

暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の1号を加える。

- (3) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 附 則
- この規則は、令和6年5月1日から施行する。